

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

営業所名：館林 ※対象期間：2024年4月～2025年3月

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 派遣労働者数（1日平均）        | 201名    |
| 派遣先の事業所数            | 23社     |
| 派遣料金の平均額（8時間平均）消費税込 | 17,679円 |
| 派遣労働者の賃金の平均（8時間平均）  | 13,296円 |
| マージン率               | 24.8%   |

- ※ マージン率に含まれるもの
- ・ 社会保険料（健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・介護保険料など各種社会保険の事業主負担分）
  - ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
  - ・ 営業・管理・採用活動・オフィス賃料等、事業運営に係る諸費用
  - ・ 派遣労働者に係る教育訓練費用
  - ・ 営業利益

《労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 労使協定を締結しているか・否か    | 締結済み                   |
| 労使協定の対象となる派遣労働者の条件 | 原則：派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者 |
| 労使協定の有効期間          | 2025年4月1日～2026年3月31日   |

《教育訓練に関する事項》

| 教育訓練の種類     | 対象者      | 訓練方法   | 実施主体       | 費用負担 | 賃金支給 |
|-------------|----------|--------|------------|------|------|
| ビジネスマナー教育   | 入職 派遣労働者 | OFF-JT | 派遣元事業主     | 無償   | 有給   |
| ヒューマンエラー教育  | 派遣労働者    | OFF-JT | 派遣元事業主     | 無償   | 有給   |
| 品質管理教育      | 派遣労働者    | OJT    | 派遣元/派遣先事業主 | 無償   | 有給   |
| メンタルヘルス教育   | 派遣労働者    | OFF-JT | 派遣元事業主     | 無償   | 有給   |
| QC・5S製造現場教育 | 派遣労働者    | OJT    | 派遣元/派遣先事業主 | 無償   | 有給   |